

[仙台市ホームページよりダウンロード](#)

# 住まいの活用相談

仙台市は9つの専門団体と「仙台市における既存住宅の活用に向けた相談体制の構築に関する協定」を締結し、既存住宅活用促進による空き家の未然防止に努めています。

## ●専門団体無料相談制度

将来誰も住まなくなる、または、すでに使われていない住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

相談先がわからない、何から手をつければいいのかわからないなどで悩んでいる方は、まずはお問い合わせ下さい。

ご希望される方には、ご相談の内容を専門団体へ伝えたり、複数の専門団体との調整をするなど、住宅政策課がサポートいたします。

## 専門団体の相談窓口

相続手続き・不動産登記に関する相談	宮城県司法書士会
各種行政手続き・相続に関する相談	宮城県行政書士会
不動産売買・賃貸に関する相談	宮城県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会宮城県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部
土地・建物の評価に関する相談	宮城県不動産鑑定士協会
建物診断やリフォームに関する相談	日本建築家協会東北支部宮城地域会 宮城県建築士会仙台支部 宮城県建築士事務所協会

## ●不動産ダイレクト相談制度

売買もしくは賃貸で活用したいという意向が固まっているものの、具体の不動産事業者の選定が難しい場合には、不動産団体が推薦する不動産事業者を紹介することが可能です。（利用条件については裏面をご覧ください）

この制度では、相談から物件調査、価格査定、売買・賃貸借契約締結に至るまで同じ不動産事業者での対応が可能です。

専門団体へ相談をする際はチラシを持参または「仙台市のチラシを見た」と伝えてください

問合せ：仙台市住宅政策課（022-214-8330）

裏面（相談の流れ）もご覧ください

